

過去案件からの主な変更点（業務要求水準）

項目	大庭浄水場（R3.3 公告予定）	万博公園浄水施設（H29.4 公告）	八尾ポンプ場（H25.8 公告）	庭窪浄水場（H25.4 公告）
3. 業務内容 (P.2)	(万博と同様)	これら、業務の契約においては、それぞれの契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価を合意しておく「総価契約単価合意方式」を採用する。なお、合意の時期は整備工事、維持管理業務ともに工事着手までとする。	(総価契約単価合意方式に関する記載なし)	(総価契約単価合意方式に関する記載なし)
5. 基本条件 (2) ① 目的 (P.3)	(対象とする施設、規模の違い) 商用電源の供給停止時に大庭浄水場において 254,000 (m ³ /日) の浄水処理及び取水・配水運用に必要な電力を供給する。 (理由) 最新の水需要予測 (32 万 m ³ /日) から大口需要家への給水制限と八尾ポンプ場の活用による非常時配水量	商用電源の供給停止時に万博公園浄水施設において 90,000 (m ³ /日) の送水運用に必要な電力を供給する。なお、原則として浄水処理施設は電源供給の対象としない。	八尾ポンプ場で商用電源の供給が停止した場合に 12,500 (m ³ /時) の配水運用に必要な電力を供給する。	商用電源の供給停止時に庭窪浄水場において 100,000 (m ³ /日) の浄水処理及び送水運用に必要な電力を供給できること。
5. 基本条件 (2) ④⑤⑥ 連続運転時間について (P.4)	6 時間以上 (理由) 局所停電対策 平成 30 年 2 月 15 日 第 5 回危機管理対策検討委員会 資料 3 「大庭自家発電施設更新における停電時間の考え方について」	4 8 時間以上 (理由) 広域停電対策 マスタープラン：アクション 4-③	6 時間以上 (理由) 局所停電対策 (参考) 4 時間（電力会社長時間停電実績） + 2 時間（復旧時間）	4 8 時間以上 (理由) 広域停電対策
5. 基本条件 (2) ⑦ 配電方式等 (P.4)	配電方式：交流 3 相 3 線式（1 回線） 供給電圧：3.3 (kV) 周波数：60 (Hz) (理由) 同期投入方式採用のため	配電方式：交流 3 相 3 線式（2 回線） 供給電圧：6.6 (kV) 但し、6. (1) ⑬に該当するものについては 3 相 3 線 200V 配電とする。 周波数：60 Hz (理由) ・右記+復電後の送水停止を避けるため。 ・既設発電機の撤去に伴う機能維持のため	配電方式：交流 3 相 3 線式（2 回線） 供給電圧：6.6 (kV) 周波数：60 Hz (理由) ・各系統の電気設備点検時など片系受電時においても速やかに配水可能な状態にするため。 など	配電方式：交流 3 相 3 線式（1 回線） 供給電圧：6.6 (kV) 周波数：60 Hz (理由) ・母連遮断器の間に連携することができ、1 系側、2 系側への切り替えが可能のため。
6. 整備工事及び維持管理業務の内容と業務水準 (1) ③ 発電方式 (P.4)	(万博と同様)	発電方式は他施設から燃料、給水及び電力等の補給なく発電可能なものとし、商用電源の供給停止時には、速やかに稼働できるような設備であること。なお、その際に非常用発電機が稼働し電圧確立がなされた後は、非常用発電機補機等へは自己給電できる設備であること。	発電方式は他施設から燃料、給水及び電力等の補給なく発電可能なものとし、商用電源の供給停止時には、速やかに稼働できるような設備であること。	発電方式は他施設から燃料、給水及び電力等の補給なく発電可能なものとし、商用電源の供給停止時には、速やかに稼働できるような設備であること。
6. 整備工事及び維持管理業務の内容と業務水準 (1) ④ 起動方法等 (P.4)	大庭浄水場で商用電源の供給が停止した場合には、自動にて非常用発電機設備が起動するよう自動起動設備を設けるとともに、大阪広域水道企業団職員の手動による起動、停止についても可能であること。 商用電源復旧時における非常用自家発電設備との切替については、同期投入を行い、商用電源復旧時の停電を伴わない設備構成とすること。 (操作がシンプルで整備費用が安価な同期投入方式を採用)	万博公園浄水施設で商用電源の供給が停止した場合には、自動にて非常用発電機設備が起動するよう自動起動設備を設けるとともに、大阪広域水道企業団職員の手動による起動、停止についても可能であること。	八尾ポンプ場で商用電源の供給が停止した場合には、自動にて非常用発電機設備が起動するよう自動起動設備を設けるとともに、大阪広域水道企業団職員の手動による起動、停止についても可能であること。	庭窪浄水場において商用電源の供給停止時には、自動にて非常用発電機設備が起動するよう、自動起動設備を設けるとともに、大阪広域水道企業団職員の手動による起動、停止についても可能なよう設計施工すること。
建屋建築工事の準拠図書の記載 (P.6、P.10)	(万博と同様)	(削除) 「建築工事補足標準仕様書（最新版）」(大阪府建築都市部監修) (理由) 現存しないため（住宅まちづくり部に確認）	「建築工事補足標準仕様書（最新版）」(大阪府建築都市部監修)	「建築工事補足標準仕様書（最新版）」(財大阪府住宅管理センター監修)

項 目	大庭浄水場 (R3.3 公告予定)	万博公園浄水施設 (H29.4 公告)	八尾ポンプ場 (H25.8 公告)	庭窪浄水場 (H25.4 公告)
6. 整備工事及び維持管理業務の内容と業務水準(1) ⑬既設コージェネ等の撤去 (P.6)	⑬非常用発電施設の整備後、既設コージェネレーション設備及び浄水発生土乾燥設備の撤去を行うこと。 <u>(整備後の既設設備の撤去について記載)</u>	現在、停電時に薬注館地下1階の発電設備(500kVA)より電源を供給している対象負荷には、本業務で新設する非常用発電施設(発電機補機盤)より3φ3W200Vで電源を供給することとし、不要になった既設発電設備の撤去を行うこと。 なお、撤去による機能停止が最小限となる工程にて施工すること。	(参考) 建屋には消防、照明、空調、換気及び給排水衛生等の設備を設けること。なお、給排水衛生設備の数量は以下のとおりとし、排水管は既設公共下水マンホールへ接続すること。 男子便所・・・小便器 1箇所 大便器 1箇所 洗面器 1箇所 掃除流し 1箇所 女子便所・・・大便器 1箇所 洗面器 1箇所	(参考) 施設整備に支障となる場合はPCB保管庫、工具倉庫、油倉庫を移設すること。 なお、移設範囲について事業者の提案によるものとし、移設費用は本整備工事費に含むものとする。
6. 整備工事及び維持管理業務の内容と業務水準(2)③ 非常用発電施設の点検、補修計画 (P.7)	(万博と同様)	事業者は技術提案書で提案した維持管理計画に基づく最低限の点検、補修並びにそれ以降必要であることが判明した点検、補修を行うこと。 また、点検、補修を行う際は、前年度の大阪広域水道企業団が指定する期日までに、業務計画書を提出し監督職員の承諾を得るとともに、事業の目的とする非常時に発電設備が運転できるよう予防保全のための補修計画を策定すること。 なお、補修及び修繕に必要な部品、機材にかかる費用の全ては本委託に含むものとする。 (理由) 単価合意について冒頭(P.2)に記載しているため。また、維持管理業務については業務計画書の提出を求めている。	事業者は技術提案書で提案した維持管理計画に基づき最低限の点検、補修、並びにそれ以降必要であることが判明した点検、補修も行うこと。 また、点検、補修を行う際は、前年度の大阪広域水道企業団が指定する期日までに、実施計画書(仕様書、施工計画書)を提出し監督職員の承諾を得るとともに、点検、補修に要する費用等の詳細な資料を大阪広域水道企業団に提出すること。 事業の目的とする非常時に発電設備が運転できるように維持することを目標とした予防保全のための補修計画を策定すること。 また、補修及び修繕に必要な部品、機材にかかる費用の全ては本委託に含むものとする。	事業者は入札時に提案した点検、補修計画に基づき補修を行うこと。また、点検、補修を行う際は、前年度の大阪広域水道企業団が指定する期日までに、実施計画書(仕様書、施工要領等)を提出し監督職員の承諾を得るとともに、点検、補修に要する費用等の詳細な資料を大阪広域水道企業団に提出すること。 事業の目的とする非常時に発電設備が運転できるよう維持することを目標とした予防保全のための補修計画を策定し、相互に支障がないように調整を行うこと。また、補修及び修繕に必要な部品、機材の全ては本委託に含むものとする。
6. 整備工事及び維持管理業務の内容と業務水準(2)⑦ (P.8)	(万博と同様)	事業期間の終了時まで、本業務要求水準書及び提案書に沿って適切に維持管理業務を行い、事業終了時には、非常用発電施設が正常に運転可能な状態であること。なお、「正常に運転可能な状態」とは、「本業務要求水準書に定める必要な電力を発電し連続運転時間以上の運転が可能であること。」とする。	事業期間の終了時まで、本業務要求水準書及び提案書に沿って適切に維持管理業務を行い、事業終了時には、非常用発電施設が正常に運転可能な状態であること。	事業期間の終了時まで、本業務要求水準書及び提案書に沿って適切に維持管理業務を行い、事業終了時には、非常用発電施設が正常に運転可能な状態であること。

主な変更点（総合評価にかかる評価項目及び評価基準）

項目	大庭浄水場（R3.3 公告予定）	万博公園浄水施設（H29.4 公告）	八尾ポンプ場（H25.8 公告）	庭窪浄水場（H25.4 公告）
設計・施工業務に関する事項 設備構成 非常用発電設備の構成	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A:①、②とも有り（2点） B:①又は②どちらか有り（1点） C:①、②とも無し（0点）</p> <p>（理由） 大庭浄水場における施工条件を考慮した提案について評価したく、次項へ加算点を配分</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A:①、②とも有り（3点） B:①又は②どちらか有り（1.5点） C:①、②とも無し（0点）</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A:①、②とも有り（3点） B:①又は②どちらか有り（1.5点） C:①、②とも無し（0点）</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A:特に優れている（3点） B:やや優れている（1.5点） C:標準的である（0点）</p>
設計・施工業務に関する事項 設備構成 施設・設備配置	<p>●評価の視点（審査の視点）（抜粋）</p> <p>ア）・施工管理（環境対策）（追加） ・既設設備の撤去方法（追加）</p> <p>A:6項目以上（14.4点） B:5項目（11点） C:4項目（8点） D:3項目（5点） E:2項目（2点） F:1項目（0点）</p> <p>（理由） 大庭浄水場における施工条件を考慮し、評価基準及び配点を見直し</p>	<p>●評価の視点（審査の視点）（抜粋）</p> <p>A:5項目以上（12点） B:4項目（9点） C:3項目（6点） D:2項目（3点） E:1項目（0点）</p> <p>（理由） 評価委員会にて燃料消費率及び耐震性へ配点を移動</p>	<p>●評価の視点（審査の視点）（抜粋）</p> <p>A:5項目以上（14点） B:4項目（10.5点） C:3項目（7点） D:2項目（3.5点） E:1項目（0点）</p>	<p>●評価の視点（審査の視点）（抜粋）</p> <p>A:5項目以上（14点） B:4項目（10.5点） C:3項目（7点） D:2項目（3.5点） E:1項目（0点）</p>
設計・施工業務に関する事項 設備構成 施設・設備配置	万博と同様	<p>●評価の項目（審査の視点）（抜粋）</p> <p>イ)③更新の容易さ ・設備更新用スペース ・搬出入口、スペース</p>	<p>●評価の項目（審査の視点）（抜粋）</p> <p>イ)③搬入出作業の効率性 ・機器搬入出経路 ・燃料補給経路</p>	<p>●評価の項目（審査の視点）（抜粋）</p> <p>イ)③更新の容易さ ・設備更新用スペース ・搬出入口、スペース</p>
設計・施工業務に関する事項 機能特性 燃料消費率	万博と同様	<p>●加算点の評価方法</p> <p>※A重油の場合 A:0.22 (ℓ/h/kVA) 未満（2点） C:0.22 (ℓ/h/kVA) 以上 ~0.36 (ℓ/h/kVA) 未満（1点） E:0.36 (ℓ/h/kVA) 以上（0点）</p> <p>A重油以外の場合は、燃料価格で金額換算を行う。（以下、略）</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>※A重油の場合 A:0.25 (ℓ/h・kVA) 以下（1点） E:0.25 (ℓ/h・kVA) を超える（0点）</p> <p>A重油以外の場合は、燃料価格で金額換算を行う。（以下、略）</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>※A重油の場合 A:0.2000 (ℓ/h/kVA) 以下（5点） B:~0.2800 (ℓ/h/kVA)（3.8点） C:~0.3600 (ℓ/h/kVA)（2.5点） D:~0.4400 (ℓ/h/kVA)（1.3点） E:0.4401 (ℓ/h/kVA) 以上（0点）</p> <p>A重油以外の場合は、燃料価格で金額換算を行う。（以下、略）</p>
設計・施工業務に関する事項 機能特性 長寿命化	万博と同様	<p>●求める提案内容</p> <p>非常用発電設備に関して、<u>運転可能時間に関する提案を求める。</u></p>	<p>●求める提案内容</p> <p>非常用発電設備に関して、本件で適用可能な長寿命化技術に関する提案を求める。</p>	<p>●求める提案内容</p> <p>非常用発電設備に関して、本件で適用可能な長寿命化技術に関する提案を求める。</p>
設計・施工業務に関する事項 機能特性 長寿命化	万博と同様	<p>●評価の項目（審査の視点）</p> <p>非常用発電設備に関して、<u>本事業期間（15年）における維持管理業務での運転に必要な時間を除いた非常用発電設備の運転時間について提案を求める。</u></p> <p>本事業期間における総運転可能時間から、維持管理業務における運転時間や1回あたりの起動により換算される運転時間等を除いた運転可能時間を求める。</p> <p>※運転時間に影響する補機等も考慮した時間で評価する。</p>	<p>●評価の項目（審査の視点）</p> <p>非常用発電設備に関して、本件で適用可能な長寿命化技術に関する事項について、具体的な方策（実機への適用例があるものに限る）及び期待耐用年数について提案を求める。（ただし、点検や補修等の維持管理による長寿命化は評価の対象としない。）</p> <p>15年を超える場合は、15年を超える場合に必要となる補修費用の見積額も提出すること。 ※期待耐用年数（小数点以下切捨て）により評価する。</p>	<p>●評価の項目（審査の視点）</p> <p>非常用発電設備に関して、本件で適用可能な長寿命化技術に関する事項について、具体的な方策（実機への適用例があるものに限る）及び期待耐用年数について提案を求める。（ただし、点検や補修等の維持管理による長寿命化は評価の対象としない。）</p> <p>15年を超える場合は、15年を超える場合に必要となる補修費用の見積額も提出すること。 ※期待耐用年数（小数点以下切捨て）により評価する。</p>

項 目	大庭浄水場 (R3.3 公告予定)	万博公園浄水施設 (H29.4 公告)	八尾ポンプ場 (H25.8 公告)	庭窪浄水場 (H25.4 公告)
設計・施工業務に関する事項 機能特性 長寿命化	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 800 時間以上 (5 点) B: 600 時間以上 ~ 800 時間未満 (3.8 点) C: 400 時間以上 ~ 600 時間未満 (2.5 点) D: 200 時間以上 ~ 400 時間未満 (1.3 点) E: 200 時間未満 (0 点)</p> <p>(理由) 発注仕様、発電容量、連続運転時間の違いによる評価基準の見直し</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 1,000 時間以上 (5 点) B: 800 時間以上 ~ 1,000 時間未満 (3.8 点) C: 600 時間以上 ~ 800 時間未満 (2.5 点) D: 400 時間以上 ~ 600 時間未満 (1.3 点) E: 400 時間未満 (0 点)</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 35 年以上 (5 点) B: 30 ~ 34 年 (3.8 点) C: 25 ~ 29 年 (2.5 点) D: 20 ~ 24 年 (1.3 点) E: 15 ~ 19 年 (0 点)</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 35 年以上 (5 点) B: 30 ~ 34 年 (3.8 点) C: 25 ~ 29 年 (2.5 点) D: 20 ~ 24 年 (1.3 点) E: 15 ~ 19 年 (0 点)</p>
設計・施工業務に関する事項 機能特性 耐震性	万博と同様	<p>●耐震性 発電機、原動機、燃料タンク、配管、ケーブル及び建築付帯設備の耐震化の方策について提案を求める。 必要に応じて説明資料を添付すること。 (建屋の提案については除くが、<u>建屋内の設備の耐震化に寄与する場合は加算の対象とする。</u>)</p> <p>A: 5 項目以上 (6 点) B: 4 項目 (4.5 点) C: 3 項目 (3 点) D: 2 項目 (1.5 点) E: 1 項目 (0 点)</p> <p>(理由) 評価委員会にて加算の見直し</p>	<p>●耐震性 発電機、原動機、燃料タンク、配管、ケーブル及び建築付帯設備の耐震化の方策について提案を求める。 必要に応じて説明資料を添付すること。 (建屋の提案については除く)</p> <p>A: 5 項目以上 (5 点) B: 4 項目 (3.8 点) C: 3 項目 (2.5 点) D: 2 項目 (1.3 点) E: 1 項目 (0 点)</p>	<p>●耐震性 発電機、原動機、燃料タンク、配管、ケーブル及び建築付帯設備の耐震化の方策について提案を求める。 必要に応じて説明資料を添付すること。</p> <p>A: 5 項目以上 (5 点) B: 4 項目 (3.8 点) C: 3 項目 (2.5 点) D: 2 項目 (1.3 点) E: 1 項目 (0 点)</p>
維持管理業務に関する事項 点検・補修計画 (燃料の劣化)	万博と同様	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 5 項目以上の採用 (2 点) B: 4 項目 (1.5 点) C: 3 項目 (1 点) D: 2 項目 (0.5 点) E: 1 項目以下 (0 点)</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 4 項目以上の採用 (2 点) B: 3 項目 (1.5 点) C: 2 項目 (1 点) D: 1 項目 (0.5 点) E: 標準的事項のみ (0 点)</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 4 項目以上の採用 (2 点) B: 3 項目 (1.5 点) C: 2 項目 (1 点) D: 1 項目 (0.5 点) E: 標準的事項のみ (0 点)</p>
維持管理業務に関する事項 点検・補修計画 (発電できない期間)	万博と同様	<p>●評価の項目 (審査の視点) 非常用発電設備の点検・補修計画とともに、非常用発電設備のオーバーホールを行う際、非常用発電施設に要求される発電容量を発揮できない期間 (オーバーホール以外の補修等によるものも含む) の短縮に対する提案を求める。 ※維持管理業務期間内において、必要な発電容量を発揮できない時間の合計で評価する。発電容量を発揮できない1回あたりの時間が1時間未満の場合は切り上げ、それぞれを合計する。</p>	<p>●評価の項目 (審査の視点) 非常用発電設備のオーバーホールを行う際、非常用発電施設に要求される発電容量を発揮できない期間の短縮に対する提案を求める。 ※有効な提案のうち、必要な発電容量を発揮できない期間の最も短い提案を5点、期間の最も長い提案を0点とする。 また、その他の提案についてはそれぞれの機関の長さに応じた按分した点数を付与するものとする。</p>	<p>●評価の項目 (審査の視点) 非常用発電設備のオーバーホールを行う際、非常用発電施設に要求される発電容量を発揮できない期間の短縮に対する提案を求める。 ※有効な提案のうち、必要な発電容量を発揮できない期間の最も短い提案を5点、期間の最も長い提案を0点とする。 また、その他の提案についてはそれぞれの機関の長さに応じた按分した点数を付与するものとする。</p>
維持管理業務に関する事項 点検・補修計画 (発電できない期間)	万博と同様	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 48 時間未満 (5 点) B: 48 時間 ~ 72 時間未満 (3.8 点) C: 72 時間 ~ 96 時間未満 (2.5 点) D: 96 時間 ~ 120 時間未満 (1.3 点) E: 120 時間以上 (0 点)</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>評価点数 = $5 \times (M - A) / (M - m)$ ただし、 A: 提案された期間 (日) m: 全提案の中で最も短い期間 (日) M: 全提案の中で最も長い期間 (日) (提案された期間が全て同数の場合は、2.5 点を加算する。)</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>評価点数 = $5 \times (M - A) / (M - m)$ ただし、 A: 提案された期間 (日) m: 全提案の中で最も短い期間 (日) M: 全提案の中で最も長い期間 (日) (提案された期間が全て同数の場合は、2.5 点を加算する。)</p>
維持管理業務に関する事項 点検補修計画 ・ 建築本体 ・ 建築付帯設備	万博と同様	<p>●評価の項目 (審査の視点) (抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築本体 ・ 建築付帯設備 <p>ともに項目あり 内容も八尾と同様</p>	<p>●評価の項目 (審査の視点) (抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築本体 ・ 建築付帯設備 <p>ともに項目あり</p>	<p>●評価の項目 (審査の視点) (抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築本体 ・ 建築付帯設備 <p>ともに項目なし</p>

項 目	大庭浄水場 (R3.3 公告予定)	万博公園浄水施設 (H29.4 公告)	八尾ポンプ場 (H25.8 公告)	庭窪浄水場 (H25.4 公告)
環境への配慮等 防音性能	<p>●評価の項目 (審査の視点)</p> <p>非常用発電施設東側の敷地境界 (準住居地域)の地点における騒音</p> <p>●加算点の評価方法 騒音値を Y(dB(A)) とし、 A: $Y \leq 45$ (3 点) C: $45 < Y \leq 50$ (2 点) E: $50 < Y \leq 55$ (0 点)</p> <p>(理由) 提案の差別化を図るため敷地境界の値の基準値 45(dB(A)) を追加</p>	<p>●評価の項目 (審査の視点)</p> <p>最短の敷地境界の地点における騒音</p> <p>●加算点の評価方法 A: 51(dB(A)) 未満 (3 点) E: 51~55(dB(A)) (0 点)</p>	<p>●評価の項目 (審査の視点) (抜粋)</p> <p>最短の敷地境界の地点における騒音</p> <p>●加算点の評価方法 A: 51(db) 未満 (3 点) E: 51~55(db) (0 点)</p>	<p>●評価の項目 (審査の視点) (抜粋)</p> <p>建屋から 3m の地点における騒音</p> <p>●加算点の評価方法 A: 70(db) 未満 (3 点) C: 75(db) 未満 (1.5 点) E: 75(db) 以上 (0 点)</p>
環境への配慮等 漏油対策	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 6 項目以上 (3 点) B: 5 項目 (2.5 点) C: 4 項目 (2 点) D: 3 項目 (1.5 点) E: 2 項目 (1 点) F: 1 項目 (0 点)</p> <p>(理由) 過去の発注では多くの提案があったことから差別化を図るため基準の見直し</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 5 項目以上 (3 点) B: 4 項目 (2.3 点) C: 3 項目 (1.5 点) D: 2 項目 (0.8 点) E: 1 項目 (0 点)</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 4 項目以上 (3 点) B: 3 項目 (2.3 点) C: 2 項目 (1.5 点) D: 1 項目 (0.8 点) E: 標準的事項のみ (0 点)</p>	<p>●加算点の評価方法</p> <p>A: 4 項目以上 (3 点) B: 3 項目 (2.3 点) C: 2 項目 (1.5 点) D: 1 項目 (0.8 点) E: 標準的事項のみ (0 点)</p>
施工実績 優良な工事成績点 の有無等	<p>企業団発注の過去 5 年間の電気工事において、優良な工事成績と判定された実績の有無。 85 点以上: 0.3 点 80 点以上 84 点以下: 0.2 点 75 点以上 79 点以下: 0.1 点</p> <p>(理由) 総合評価一般競争入札 (施工体制評価型) の評価基準見直しに伴う変更</p>	<p>企業団発注の過去 5 年間の電気工事において、優良な工事成績 (80 点以上) と判定された実績の有無。 実績あり: 1 点 実績なし: 0 点</p>	<p>企業団発注の過去 5 年間の電気工事において、優良な工事成績 (80 点以上) と判定された実績の有無。 実績あり: 1 点 実績なし: 0 点</p>	<p>企業団発注の過去 5 年間の電気工事において、優良な工事成績 (80 点以上) と判定された実績の有無。 実績あり: 1 点 実績なし: 0 点</p>
	<p>企業団発注の過去 5 年間の電気工事において、監理技術者として従事し、優良な工事成績と判定された技術者の配置の有無。 80 点以上: 0.2 点 75 点以上 79 点以下: 0.1 点</p> <p>(理由) 総合評価一般競争入札 (施工体制評価型) の評価基準見直しに伴う変更</p>	<p>企業団発注の過去 5 年間の電気工事において、監理技術者として従事し、優良な工事成績 (80 点以上) と判定された技術者の配置の有無。 実績あり: 1 点 実績なし: 0 点</p>	<p>企業団発注の過去 5 年間の電気工事において、監理技術者として従事し、優良な工事成績 (80 点以上) と判定された技術者の配置の有無。 実績あり: 1 点 実績なし: 0 点</p>	<p>企業団発注の過去 5 年間の電気工事において、監理技術者として従事し、優良な工事成績 (80 点以上) と判定された技術者の配置の有無。 実績あり: 1 点 実績なし: 0 点</p>
	<p>平成 31 年 4 月 1 日以降に大阪広域水道企業団が発注した水道用水供給事業及び工業用水道事業の漏水処理及び給水施設閉栓工事 (単価契約) の入札参加実績の有無 実績あり: 0.1 点</p> <p>(理由) 総合評価一般競争入札 (施工体制評価型) の評価基準見直しに伴う変更</p>			